主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告理由の要旨は、

抗告人A及び妻Bは昭和二十二年三月、Aの父Cの内縁の妻Dの養子とな ることを承諾し、その縁組届に必要なDの戸籍謄本を、その本籍地である横浜市の 中区役所に請求したところ、本籍見当らずとの事由で謄本を得られず、その後本籍調査中に、同人は遂に同年十月八日病死したが、病中養子縁組届のできなかつたこ とを憂慮して、自分に万一のことがあつたならば子がないから、Eの家は絶えるので、どうかA夫婦でEの家名を継ぎ同家を再興されたいとの言を遺した、そのこと は父Cも抗告人夫婦も承知しているので必ずEの家は相続するから安心するように と堅く約束したものである。二、右のように抗告人等がDの養子になることを承諾 したわけは、大正八年口は前記Cの内縁の妻となつたところ、当時Aは僅か七才で、Fなる兄と二人の母のない兄弟はDから愍まれ実子のように慈愛をこめて養育 されてきたのであるが、Dはその父G既に死亡した戸主であつたため、Cと正式に婚姻することが出来ないで内縁の妻として同棲していたけれども、両人の間に子がなかつたので、将来は抗告人Aを養子としてE家を相続させたいとの希望を夫Cに哀願したので、Cも同情してその乞を入れ、抗告人も幼年の頃よりそれを承諾していた。そこで前記のように昭和二十二年三月Aは妻の抗告人Bに右事情を打明け相いた。そこで前記のように昭和二十二年三月Aは妻の抗告人Bに右事情を打明け相いた。そこで前記のように昭和二十二年三月Aは妻の抗告人Bに右事情を打明け相 談したところ、Bも快く承諾したので、正式に養子縁組の届出を為さんとしたが、 Dの本籍不明のためその届出ができないうちに、前示の如くDが死亡した次第であ る。三、抗告人等はDの絶大の恩義に肝銘しているので、Dとの堅い約束を実行したく思うのであるが、現在では養子縁組は勿論、E家の選定家督相続も不可能となったからせめて抗告人等の「H」という氏を「E」と改めEの氏を相続してDの霊 を慰め、又E家先組代々の位牌を守りその冥福を祈りたいと思う、これには父Cも 熱心に賛同しているが何分本年七十一歳の高齢で余生もすくなく、 り生存中に愛妻Dとの約束を果して安堵の上、やがて亡妻の跡を追いたいと日常申 している位で、抗告人等は孝養の一端としても右父Cの希望も叶え、同時に亡Dへの報恩も致したいのである。四、昭和二十二年十月八日D死亡につき、本籍を横浜 市 a 町 b 番地戸主 I 長女として、死亡届を木更津市役所に提出したところDの本籍 不明の事由により該届が返送せられ、且大正十二年の震災で戸籍簿が焼失したまま であると思われるから、その戸籍再製申告を横浜市中区役所に提出せられたいとの ことであつたので、昭和二十三年二月その戸籍再製の申告を為し、同年五月六日附 G及びDの戸籍が再製せられた。五、以上のような次第で、抗告人等はDと事実上 養親子関係を結び同棲して居りながら正式の縁組届が出来なかつたのみならず、無 学なる一介の鳶職人夫婦で何等法規的知識なく、法律が現在のように家督相続もできぬように改まることなどの見透しは、相当学識ある者にさえ困難であつた程で、 また震災で焼失した戸籍の再製の申告手続あることたども到底思い及ばなかつたと ころであるから、右等の事情を諒察詮議せられ本申請許可の審判を与えられたい」 と謂うに在る。

よって審究するに、現民法親族編に於ては旧法と異り、家の制度を廃したけれども、旧法下に於ける家の名称であった氏は、依然血族姻族のつたがりを示し、日祖侯ち個人を識別するものとして、わが国民の社会生活上極めて重要なものであることには変りなく、これを当事者の意思で変更しようときは戸籍法第一人名を実質的要件として「やむを得ない事由による」と言いむととしていることがらみても、氏の変更は客観的べきである。本件申請によりによってあるに、許されば、許されば、抗告人等がその氏を得ていることがられば、許されば、抗告人等がその氏を得ているに、ないものと解すべきである。本件申請をみるに、抗告人名審問の結果によれば、抗告人等がその氏を存るに、「日」で変更もには気の結果によれば、ないもの氏を存れてのこれがないでもないがあるに、方には気の毒に思われる節がないでもないのことは、一応認められその事情には気の毒に思われる節にいう氏の変更らば、大いたのであるところは、それ自体結局前示戸籍法第百七條にいる。然れを連まるに述べてあるところは、まれには、おいまには、まれば、おいまには、ないまには、ないまには、ないまには、ないまには、ないまには、ないまには、ないまには、ないまには、まれば、ないまには、まれば、おいまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、まれば、ないまには、ないまいまには、ないまには、ないまには、ないまいまには、ないまには、ないまいまいまいまには、ないまには、ないまには、ないまいまいまいま

(裁判長判事 玉井忠一郎 判事 斎藤直一 判事 山口嘉夫)